

市・都民税住民税を個人で納付する方に、平成27年度の市・都民税納税通知書を6月8日に発送します。給与天引きの方には、勤務先へ既に発送しました。

納税通知書Q&A

Q 2月に昭島市に引っ越してきました。以前住んでいた市から納税通知書が送られてきたのはなぜですか。

A 住民税は、その年の1月1日現在住んでいる市区町村で課税されます。今年1月2日以降に市外から転入した場合は、27年度の住民税は昭島市で課税されません。以前住んでいた市などから納税通知書が送られますので、その自治体の支払い方法に従って納付をお願いします。

Q 給与から天引きされているのに、納税通知書が送られてきたのはなぜですか。

A 給与以外の所得を確定申告、または、住民税申告

していませんか。給与以外の所得にかかる住民税は、納税通知書での納付となっているためです。全額を給与天引きで納付したい方は、市役所市民税係へ連絡してください。

Q 3月に退職し、退職金から住民税を天引きされました。3月分の給与からも住民税がいつも多く引かれました。更に今年度の納税通知書が送られてきたのはなぜですか。

A 26年度の住民税は25年1月～12月の所得を基に計算し、26年6月～27年5月の12回に分けて給与天引きされています。しかし、3月に退職した場合は、27年4月・5月に天引きできないため、3月分の給与から一括して天引きしました。それとは別に退職金から天引きされたものは、退職金そのものにかかる住民税です。なお、今回届いた納税通知書は、退職前の給与所得(26年1月～12月)を基にした27年度の住民税です。納付をお願いします。

Q 確定申告書や源泉徴収票の控除額と納税通知書の控除額が違うのはなぜですか。

A 住民税における所得控除の金額は、地方税法で規定されています。地域社会の会費として住民に負担を求めるといふ趣旨から、社会保険料等控除を除き、所得税の所得控除より低い額となっています。

Q 昨年65歳になり公的年金等を受けていますが、昨年と今年の納め方が違うのはなぜですか。

A 公的年金等を受けている65歳以上の方の住民税は、公的年金等から天引きされます。昨年度中に65歳になった方は、今年度の住民税の第1期(6月・第2期(8月)を納付書で納めていただき、第3期以降の残りの税額を3等分にして10月以降に支給される公的年金等から天引きされます。☆詳しくは、市民税係へ。

市・都民税の課税・非課税証明書を発行

6月8日以降、市役所市民税係、東部出張所、あいぽっく、武蔵野会館、緑会館、環境コミュニケーションセンターで発行します。郵送での請求もできます。市・都民税の申告がない場合は、証明書を発行できません。☆詳しくは、市民税係へ。

子育て世帯臨時特例給付金を支給

消費税率の引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯への影響を軽減するため、給付金を支給します(1回限り)。受給には、平成27年5月31日現在で住民登録のある市区町村への申請が必要です。



児童手当を受給中の方は、6月上旬に送付する「児童手当現況届兼 子育て世帯特例給付金申請書」、公務員の方は、勤務先で配布する「子育て世帯臨時特例給付金申請書(受給状況証明欄に印があるもの)」で申請してください。

- ◇対象 26年中の所得で判定した結果、27年6月分の児童手当を受給する方(児童1人につき月額5000円の特例給付を受給する方を除く)
- ◇支給額 児童手当の対象児童1人につき3000円
- ◇申請 12月1日(必着)までに申請書を〒196-8511 市役所手当・医療助成係へ
- ◇支給 要件を満たしている場合、10月以降に指定の口座に振り込み

◎配偶者からの暴力を理由に避難している方へ 配偶者からの暴力を理由に昭島市に避難している方は、27年5月31日現在で昭島市に住民登録がない場合でも、要件を満たせば昭島市で申請ができます。事前の申し出が必要ですので、連絡してください。☆詳しくは、手当・医療助成係へ。

国民年金のお知らせ

◎付加年金を「存じ」ですか

付加年金は、国民年金の月額保険料に400円(付加保険料)を加えて納付することにより、老齢基礎年金に加算して受けられるものです。

- ◇対象 国民年金第1号被保険者(自営業・農業・自由業の方など)と配偶者、学生など
- ※保険料を免除されている方、国民年金基金(任意)で加入する公的な個人年金に加入している方を除きます。
- ◇年金受給年額 「200円×付加保険料を納めた月数」を老齢基礎年金の年額に加算した額

◎ねんきんネットをご利用ください

ねんきんネットとは、インターネットを利用して、次のことを行うこともできるサービスです。

- \*最新の年金記録の確認・検索
- \*年金見込み額の試算
- \*保険料の納付実績や年金見込み額などを記載したねんきん定期便、年金の支払いに関する通知書などの電子版の確認

◎国民年金保険料収納業務の民間委託について

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れていらっしゃる方に、電話や文書、戸別訪問による納付案内や保険料収納業務について、民間事業者に委託しています。受託業者は、次のとおりです。

◇事業者名 日立リプルウィング  
〒0120-11231  
☆詳しくは、立川年金事務所 ☎5230352へ。



市議会いれからの予定

◎第2回定例会

- \* 6月16日(火)～19日(金) 〓 本会議(一般質問・議案上程)
- \* 6月23日(火) 〓 補正予算審査特別委員会
- \* 6月24日(水) 〓 総務委員会
- \* 6月25日(木) 〓 厚生文教委員会
- \* 6月26日(金) 〓 建設環境委員

◎特別委員会

- \* 6月29日(月) 〓 特別委員会
- \* 7月1日(水) 〓 議会運営委員会、本会議(委員会審査報告・採決)

※日程などは変更になる場合もありますので、傍聴を希望する方は、事前に議会事務局へ問い合わせください。※本会議については、インターネット中継を実施します。※定例会後、議会運営委員会を7月中旬に開催する予定です。☆詳しくは、議会事務局へ。

消防団のポンプ操法審査会を実施

災害に備えて消防団が行っている訓練のうち、ポンプ操法は、消防ポンプ車で消火活動を行う際の基本となるものです。日頃の訓練の成果をご覧ください(申込不要)。

- ◇日時 6月28日(日)の午前8時40分～午後1時(予定)
- ◇場所 環境コミュニケーションセンター
- ※車での来場はご遠慮ください。
- ☆詳しくは、防災係へ。



市長随想

— 自転車の安全運転 —

先日、4・5歳くらいの男の子が、補助輪を外して自転車に乗れるよう練習をしている光景を目にした。お父さんが後ろを支え、家族みんなで応援している姿がとても微笑ましかったです。

最近、携帯電話を操作したり、音楽をイヤホンで聴いたりしながら自転車を運転している人をよく見かける。自転車は便利な乗り物である反面、誤った運転をすれば人にけがをさせてしまう。

晴れた日に風を切って走るの、とても気持ちのよいものである。夏を迎えて、子どもたちが自転車に乗る機会が増えてくる。まずは大人が運転の見本となるよう心がけ、危ない運転をしている子どもを見かけたら声をかけてほしい。

交通ルールを守って、安全に自転車の運転を楽しみたい。

昭島市長 北川 穰一